

# 条件付き一般競争入札公告

社会福祉法人龍華会の発注する「たちばな保育園改築工事」の条件付き一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和 6 年 5 月 20 日  
社会福祉法人龍華会 理事長 大平 竜弘

## 1. 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 たちばな保育園改築工事
- (2) 工事場所 佐賀県小城市三日月町久米 1200 番地
- (3) 予定工期 契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 2. 工事概要

保育所型認定こども園の園舎改築にかかる建築一式工事、外構工事及び既存園舎解体工事

## 3. 入札方法等

- (1) 入札方法 条件付き一般競争入札
- (2) 予定価格 非公表
- (3) 最低制限価格 無
- (4) 入札保証金 無

## 4. 入札参加資格

- (1) 本工事の入札に参加できる者は次に掲げる要件を全て満たす者とする
  - ア 令和 5・6 年度 佐賀県建設業施行能力等級表（建設工事）の佐賀土木事務所及び杵藤土木事務所管内において、総合点数が 1100 点以上の者
  - イ 佐賀県内に本店を有していること
  - ウ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を施工現場に専任で配置できること。
  - エ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物（幼稚園又は児童福祉施設等）で延べ面積500㎡以上の新築の建設工事について、平成26年4月1日から本公告までに元請けとして竣工した実績（特定建設工事共同企業体の構成員の実績は、出資比率が20%以上）を有すること。
  - オ この公告の日から開札の日までの間のいずれの日においても、次に掲げる指名停止措置又は指名回避措置（以下「指名停止等の措置」という。）を受けていないこと。
    - (ア) 佐賀県による指名停止等の措置
    - (イ) 佐賀県内の他の地方公共団体による指名停止等の措置

## 5. 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から令和 6 年 5 月 27 日（月曜日）まで。（土、日祝祭日を除く）
- (2) 問合せ・受付時間 午前 10 時から午後 4 時まで
- (3) 提出書類
  - ア 入札参加資格確認申請書
  - イ 佐賀県から通知された「建設業者入札参加資格の決定について（通知）」の写し
  - ウ 同種工事の施工実績調書（別紙 1）
- (4) 提出方法  
郵送又は持参のみ※締切日午後 4 時必着
- (5) 提出・問合せ先  
〒849-0919 佐賀市兵庫北一丁目-7-21  
株式会社 石橋建築事務所 徳山 鍾太 s-tokuyama@isbaa.co.jp

## 6. 設計図書等の配布

- (1) 入札参加資格が有りと確認された業者には、設計図書等[入札説明書、入札書等書式、図面、内訳書、仕様書（CD-ROM）]を令和6年5月27日（月曜日）より株式会社 石橋建築事務所にて配布する。（現場説明会は行わない。）
- (2) 配布した設計図書等（CD-ROM）は入札書と同封し、返却するものとする。

## 7. 入札日程等

- (1) 質疑書提出日時 令和6年6月7日（金曜日）正午 まで  
※質問、回答の方法は入札説明書により通知する。
- (2) 入札予定日 令和6年6月21日（金曜日）予定  
※入札書の提出方法等については、入札説明書により通知する。

## 8. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲内で入札者がいない場合は、再度入札を実施する。  
なお、入札は二回までとする。
- (3) 上記（2）によっても落札者がいない場合は、最低価格の入札者と協議を行うものとする。

## 9. 入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。（様式は任意とする。）
- (4) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
  - ① 入札に参加する資格のない者
  - ② 持参、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者
  - ③ 次に掲げる入札をした者
    - ア 入札書の押印のないもの
    - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
    - ウ 押印された印影が明らかでないもの
    - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
    - オ 代理人で委任状を提出しない者

## 10. 契約方法等

- (1) 様式契約に関する細目は民間（七会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。（必要に応じた補正を行うこと）
- (2) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」第13条第1項の主務省令で定める事項について、書面に記載し契約書に添付すること。
- (3) 契約保証金の徴収は免除する。
- (4) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険（工事請負額の10分の1以上の金額を保証）によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (5) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うこと。
- (6) 一括下請負契約を行わないこと。
- (7) 支払い条件については落札業者と協議の上決定する。